令和７年１２月

議　案　説　明　書

大　川　市

本日ここに、令和７年第５回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともご多端の中にもかかわらずご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は２１件でありますが、その内訳は、報告２件、条例議案７件、予算議案６件、その他６件であります。

まず、報告第６号　専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

次に、報告第７号　令和６年度決算に基づく大川市健全化判断比率の訂正につきましては、先の令和７年第４回定例会において報告させていただいた令和６年度大川市健全化判断比率のうち、将来負担比率について訂正が必要となったことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、議案第６８号　大川市公告式条例の全部を改正する条例の制定について、及び議案第６９号　大川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、一括してご説明申し上げます。

デジタル社会形成を図るための規制改革推進に伴い、国においてアナログ規制の見直し実現のため、書面掲示規制に係る法令の改正が行われております。このため、大川市公告式条例及び大川市行政手続条例において書面掲示をすることとされている規定について見直し、市ホームページの掲示場に掲載することで公布等を行うよう所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第７０号　大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第７２号　大川市第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び大川市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、一括してご説明申し上げます。

３議案とも、人事院が令和７年８月７日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関し勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり給与改定を実施することを踏まえ、本市においても、国家公務員に準じて、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び職員の給与について、また、会計年度任用職員の給与等について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第７３号　大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、福岡県人事委員会が令和７年９月１９日に県議会及び県知事に対して、県職員の給与に関し勧告を行い、県が県費負担教職員を含む県職員に当該勧告どおり給与改定を実施することを踏まえ、本市におきましても、県費負担教職員に準じて、市費負担教職員の給与について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第７４号　大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、改正後の児童福祉法第３４条の１６の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は条例で定める事項とされたことに伴い、所要の条例整備を行おうとするものであります。

次に、議案第７５号　令和７年度大川市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要をご説明申し上げます。

各款に計上しております人件費につきましては、特別職の期末手当の改定及び職員の給与改定並びに職員の異動等に伴う調整などを行おうとするものであります。

人件費以外の補正につきましては、総務費に、国県支出金等過年度分返還金８，００９万７千円を計上いたしております。

民生費には、子育て世帯生活支援給付金事業３，３２１万４千円、障害者自立支援給付費７，９００万円等を計上いたしております。

衛生費には、斎場指定管理者電力等価格高騰対策支援金１７５万２千円及び水道事業会計エネルギー価格高騰対策繰出金８６万円を計上いたしております。

消防費には、Ｊ－アラート受信機更新業務委託料６４９万円を計上いたしております。

教育費には、社会体育施設等指定管理者物価高騰対策支援金１９１万５千円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は、３億３，３２３万円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、

県支出金、繰越金及び地方債をもって充当する次第であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、水路整備工事費（ゼロ市債）、道路維持工事費（ゼロ市債）等、計３件について追加をお願いするものであります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の追加に伴い、地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第７６号　令和７年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定及び異動等に伴う人件費の調整のほか、令和６年度国民健康保険普通交付金返還金等について補正しようとするものであります。

次に、議案第７７号　令和７年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、及び議案第７８号　令和７年度大川市介護保険事業会計補正予算につきましては､両議案とも歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行おうとするものであります。

次に、議案第７９号　令和７年度大川市水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的支出の補正をお願いするものでありまして、水道事業の運営経費に充てるため物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を収入として計上し、職員の給与改定等による人件費の調整を行おうとするものであります。

次に、議案第８０号　令和７年度大川市下水道事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定等による人件費の調整を行おうとするものであります。

次に、議案第８１号及び議案第８２号　指定管理者の指定につきましては、大川市養護老人ホーム明光園並びに大川市斎場の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第８３号　久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する広域市町村圏計画に係る事務を廃止するため、同組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い同組合の規約を変更することに関し、地方自治法第２８６条第１項の規定により関係市町と協議することについて、同法第２９０条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第８４号　市道路線の廃止及び議案第８５号　市道路線の認定につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案第８６号　大川市公平委員会委員の選任についてでありますが、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、委員として馬渕嘉臣さんを選任しようとするものであります。

馬渕さんは、人格が高潔で、社会的信望も厚く、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、公平委員会委員として人事行政の公平を期する委員の任務からして、最もふさわしい人物と考え、市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重ご審議のうえご議決いただきますようお願い申し上げます。